

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 386号/R3. 4. 27 発行

第36回越後加茂川夏祭り

打ち上げ花火のみ8月14日(土)実施

～ご協力をお願いします～

昨年の越後加茂川夏祭りは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により全行事を中止といたしました。本年は花火大会(打ち上げ花火)のみ実施することと決定いたしました。

なお、感染防止の観点から昼の子供行事、盆踊り大会等は中止とさせていただきますので、会員事業所の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、例年ご協力いただいている「夏祭り協賛金」につきましても、後日、正式にご案内いたしますので、出費多端の折ですが何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/大湊) まで。

◆加茂オリジナル推奨品新アイテム募集中

～商品PR・販路拡大にご活用ください～



当所では加茂らしさやオリジナル性のある商品・サービスを「加茂オリジナル推奨品」として認定し市内外にPRしています。推奨品にはロゴマーク(シール)を付け、パンフレットを作成する他、販売イベント開催等で販売促進を図ります。この機会にぜひご応募ください。

- 認定対象 加茂で製造、生産、加工している商品や体験できるサービス等
※当所正会員(加茂市内)に限ります。
- 認定基準 1. オリジナル性があること
2. 加茂で製造、生産、加工されている「商品」または体験できる「こと」
- 参加費 無 料
- 申請締切 5月31日(月) ※締め切り後、認定委員会で審査となります。

*現在の加茂オリジナル推奨品は当所ホームページからもご覧いただけます。

→ <http://www.kamocci.or.jp/business/PDF/original2020panfu.pdf>

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。

◆商工会議所会費/口座振替日のお知らせ

当所年会費の口座振替日が5月20日(木)となっておりますのでお知らせいたします。恐れ入りますが、ご登録いただいている通帳の残高をご確認くださいようお願いいたします。

◆加茂市売上減少事業者給付金 ～申請要件変更～

比較対象となる事業収入額に

雑収入(給付金等)を含めないことになりました

～対象となる場合がありますので、ご確認ください～

加茂市では新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の事業収入が令和元年の事業収入より減少している市内の中小企業者に減収分を給付しています。これまで、事業収入額に雑収入(国の持続化給付金や市の事業継続給付金等)を含めていましたが、給付要件の見直しがあり、雑収入は含めないこととなりました。これまで対象外となっていた場合でも対象となる場合がありますので、再度ご確認ください。

【対象者】

①加茂市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者

②令和元年分の確定申告が青色申告の場合

- ・令和3年1月から4月までと平成31年1月から4月までを比較して、事業収入額の減少率が最も高い月において、減少率が30%以上であること

※事業収入額には青色申告決算書の売上(収入)金額の1月から12月の合計額(家事消費等、雑収入を除いた額)を記載

③令和元年分の確定申告が白色申告の場合

- ・令和3年1月から4月までの任意のひと月と令和元年事業収入額の月平均を比較して、減少率が30%以上であること

※事業収入額には収支内訳書の売上(収入)金額を記載

【給付額】減少率30%以上50%未満の場合・・・30万円

減少率50%以上の場合・・・・・・50万円

※いずれも令和元年1年間の事業収入からの減収分が上限

【申請締切】令和3年7月30日(金) 【申請先】加茂市商工観光課商工振興係 TEL:52-0080

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本、明間) まで。

◆飲食店・カラオケ店の売上減少を新潟県が支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

【対象者】

①県内で飲食店、カラオケ店を営む事業者

②令和2年12月から令和3年4月までの間において、売上高が2カ月連続して前年同月比で20%以上減少していること(前年との比較が適当でない場合は、前々年との比較でも可)

③食品衛生法の飲食業または喫茶店の許可を受けていること

④ガイドラインに基づいた感染防止対策を実施していること

⑤今後も引き続き事業を継続すること

【給付額】1事業者20万円(県内で複数店舗を経営する場合は40万円)

【申請締切】令和3年5月31日(月)当日消印有効

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/山本、明間) まで。

◆新潟県新事業チャレンジ補助金

～新たな商品開発やサービスの提供等の前向きなチャレンジを支援～

- 【対象者】直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、新型コロナ以前の同3カ月と比較して10%以上減少している県内の中小企業等。
- 【対象事業】新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、変化に対応するための前向きな取組。
- 【対象経費】機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費
- 【補助金額】13万3千円～100万円 ※補助率 2/3
- 【申請締切】令和3年5月31日（月）当日消印有効

※対象事業のイメージ

- 製造業が巣ごもり需要に対応した製品を新たに開発
- 衣料品店がネット販売に販売方法を転換 ○飲食店が新たにテイクアウトを開始
- ヨガ教室がオンライン形式での運営を新たに開始等

◆小規模事業者持続化補助金

【一般型】～地道な販路開拓のための取組支援～

- 補助金額 上限50万円 ※補助率2/3
- 補助対象 従業員数20人以下の製造業・その他業種
〃 5人以下の小売業・卸売業・サービス業
- 補助対象経費 新規顧客獲得・販路開拓に取り組む費用
店舗改装、ホームページ作成費、チラシ作成費、展示会等出展費 等
- 受付締切 第5回/令和3年6月4日（金） 当日消印有効
第6回/令和3年10月1日（金） 第7回/令和4年2月4日（金）
- 事業実施期限 交付決定日から令和4年3月31日（木）まで（第5回受付分）

※一般型の申請には申請書の他に当商工会議所が発行する書類が必要になりますので、お早めにご相談ください。

【低感染リスク型ビジネス枠】

～感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会減少の取組支援～

- 補助金額 上限100万円 ※補助率3/4
- 補助対象 従業員数20人以下の製造業・その他業種
〃 5人以下の小売業・卸売業・サービス業
- 補助対象経費 感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させる新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組む費用
機械装置購入、チラシ作成費、オンライン展示会等出展費 等
- 受付締切 第1回/令和3年5月12日（水） 当日消印有効
第2回/令和3年7月7日（水） 第3回/令和3年9月8日（水）
- 事業実施期限 交付決定日から令和4年2月28日（月）まで（第1回受付分）

※低感染リスク型ビジネス枠の申請はjGrants(電子申請システム)のみでの受付となります。電子申請にはGビズIDが必要となります。→<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当/明間、山本）まで。

◆令和3年度雇用保険料率のお知らせ～昨年度と変更なし～

○雇用保険料率（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

事業の種類 \ 負担者	①労働者	②事業主	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

※労働保険事務委託事業所には年度更新に伴い、労働保険料計算に係る基礎資料をお送りしていますので、期日までにご提出をお願いいたします。

締め切り：5月21日（金）

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／横山）まで。

◆健康診断のご案内～会員特別受診料補助あり～

○健康診断→受診料一部補助 ○人間ドック→1名につき2,000円補助

※当所会員事業所の役員、従業員、家族従業員が対象です。

実施機関	健診日時（会場：加茂市産業センター）	
(一社)新潟県労働衛生医学協会 TEL:025-283-3711	5/7（金）(午前の部のみ)	9:00～11:00
	5/17（月）(午後の部)	8:30～11:30
	(午後の部)	13:30～15:00

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／横山）まで。

◆会議所5月の主な行事予定

14日（金） ・正副会頭会議 12:00～	17日（月） ・小規模企業振興委員会5月定例会 12:00～
15日（土） ・日商PC検定・電子会計実務検定 10:00～	19日（水） ・常議員会 12:00～

※商工会議所ゴールデンウィーク中の通常業務のお知らせ

ゴールデンウィーク中の5月1日（土）は8:30～12:00まで通常営業いたします。それ以外の日は休業し、5月6日（木）から通常業務となりますのでご了承ください。

なお、自動車共済にご加入の方で事故が発生した場合は、共済本部事故処理センターが24時間体制で受け付けていますので下記までご連絡ください。

●事故が発生した場合は…

「休日緊急事故処理センター」関東自動車共済(協)へ

TEL:0120-89-8819(フリーダイヤル)